

第 3 期教育振興基本計画に関するこれまでの審議状況について ～これまでの審議における主な意見等の整理～

※本資料は、これまでの審議における意見等を整理したもの。

※今後も審議を通じて内容の充実を図るとともに、教育政策の基本的な方針について、検討の視点案を踏まえ整理・集約し、今後 5 年間の教育の目指すべき方向性等について審議を予定。

※P 2 「2030 年以降の社会・現状を見据え解決すべき課題（例）」～P 6 「教育政策の基本的な方針（検討の視点案）」については資料 3 - 3 でイメージを整理。

1. 2030 年以降の社会の変化を見据えた、教育の目指すべき姿

○ 第 2 期計画を踏まえた第 3 期計画の在り方

- 第 3 期計画を検討するに当たっては、第 2 期計画から何が変わる要素で何が変わらない要素なのかを明確にしていくことが必要。第 2 期計画に明示されている「自立」「協働」「創造」の理念は、変わらない要素として、第 3 期計画でも生かしていくべき。
- 第 2 期計画は、目指すべき社会の基本的方向性を示し、育成を目指す資質・能力を成果目標として掲げ、目標達成のための成果指標を具体的に示したが、目標と指標との関係が分かりにくいことや、指標が多い点は課題。これを踏まえ、第 3 期計画では、目標と指標の関係を分かりやすくするとともに、指標は精選するべき。
- 長期的な理念のもとに検討し、重点項目を絞って打ち出すべき。
- 天然資源が乏しい日本において、最大の資源は人材であり教育であること、「教育は未来への先行投資である」ことをベースに答申案を作るべき。
- 社会の側からだけでなく、個人の側からも在り方を考えるべき。また、高度な人材養成のみではなく、全体的にバランスのとれたものとする必要がある。
- 教育現場で活用される、社会に開かれた基本計画とするため、何を目指して取り組むのかといった到達点を明確にするるとともに、分かりやすくしていくことが必要。
- 国際的な通用性、互換性を持つ内容にしていくことが必要。
- 省庁またがって合意できる内容にしていくことが必要。

○ 2030 年以降の社会・現状を見据え解決すべき課題（例）

- 2030 年以降の社会・現状における課題を解決し、未来を創造する上で教育の果たす役割は極めて大きい。
- 現在政府として、下記の社会の変化や各種課題等を踏まえ、教育再生、地方創生、一億総活躍、働き方改革等に取り組んでいる。教育分野において具体的には、学習指導要領の改訂、教員養成・採用・研修の一体改革、チーム学校の体制整備、学校と地域の連携・協働、高大接続改革、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、検定試験の質の向上など学習成果の適切な活用の促進等に取り組んでいる。
- 今後も、こうした取組の方向性を踏まえながら、教育再生を更に進めていくことが必要。

【少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化】

（少子高齢化の進展）

- 我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面。出生数は、昭和 24（1949）年の 269 万 6,638 人をピークに昭和 50（1975）年以降は減少と増加を繰り返しながら減少傾向が続いており、平成 23（2011）年から減少していたが、平成 27（2015）年には 5 年ぶりに増加。合計特殊出生率も平成 18（2006）年から上昇傾向が続いていたが、平成 26（2014）年には低下し、平成 27（2015）年は再び上昇。国立社会保障・人口問題研究所は、2030 年には年少人口（0～14 歳）が 1,204 万人、生産年齢人口（15～64 歳）が 6,773 万人まで減少し、65 歳以上が我が国の総人口の 3 割を超えると予測。

（就学構造の変化）

- 公立小学校・中学校・高等学校の児童生徒数はいずれも近年減少傾向にあり、平成 27（2015）年度調査結果では、小学校及び中学校において過去最低の数値。我が国の高等教育への進学状況に関して、18 歳人口は、平成 21（2009）～32（2020）年頃まではほぼ横ばいで推移するが、平成 33（2021）年頃から再び減少することが予測されており、平成 27（2015）年の入学者数と同数と仮定した場合の進学率を推計すると、2030 年には、大学の 4 年課程への進学率は 10%増の 61%、高等教育全体では 15%増の 95%。また、進学率が現状と同率と仮定した場合、大学の 4 年課程への進学者数は平成 27（2015）年から 10 万人減の 52 万人。

（就業構造の変化）

- 現状として、日本では、出産・育児を機に労働市場から退出する女性が

多く、特に子育て期の女性において実際の労働力率と潜在的な労働力率の差が大きくなっており、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況。また、65歳以上の雇用者は増加しており、定年到達者の8割以上が継続雇用されている状況。2030年以降の社会においても、女性や高齢者等の活躍の進展が必要不可欠。

【技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化】

- 2030年頃には、IoT（Internet of Things）やビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展することが予想されている。また、研究・開発・商品化から普及までのスピードの加速化が進んでおり、こうした急激かつ多岐にわたる変化により、将来の予測は困難。
今後10年～20年後には日本の労働人口の約49%が技術的には人工知能やロボット等により代替できるようになる可能性も指摘されており、人間に残されるのは高度知的労働か、肉体労働や教育を要しない低賃金労働になる可能性。
- 我が国の在留外国人数は平成26（2014）年末で212万人となっており、平成17（2005）年末より10万人増加。また、海外在留邦人数は、平成27（2015）年に132万人となっており、平成元（1989）年より2倍以上増加。
- 我が国の企業（製造業）の海外売上高比率・生産比率は増加傾向となっており、今後も海外生産を拡大する方針。

【日本の国際社会での相対的地位の低下】

- 世界のGDPに占める日本の割合は低下傾向にあり、平成8（1996）年時点の15.0%から、平成26（2014）年時点では5.8%まで減少。2030年には中国やインドが著しく伸びる一方で、日本は4.2%になるとの予測もある。

【子供の貧困など格差の固定化】

- 日本の子供の相対的貧困率は、平成9（1997）年に13.4%であったものが、平成24（2012）年には16.3%と長期的な傾向として上昇しており、特に子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯に属する人の相対的貧困率は54.6%と高くなっている。国際比較でも、日本の相対的貧困率はOECD34カ国中29位の水準であり、子供の相対的貧困率は25位、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯に属する人の相対的貧困率は33位となっている状況。
- 所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と子供の学力には明らかな相関関係がみられており、家計所得が高いほど4年制大学への進学率も高くなっている状況。

- 学歴別の生涯賃金は、最終学歴により所得に大きな差が生じており、子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性。

【地域間格差の固定化】

- 人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速。平成27(2015)年に東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)は、大阪圏や名古屋圏が3年連続の転出超過を記録する中で、11万9,000人の転入超過(20年連続)を記録。その結果、平成27(2015)年の東京圏の人口は3,612万6,000人となり、全人口の4分の1以上が集中。
- 東京圏への人口移動の大半は若年層であり、平成27(2015)年は15～19歳(2万6,000人)と20～24歳(6万7,000人)を合わせて9万人を超える転入超過。さらに、近年は25～29歳における転入超過数も増加傾向(平成27(2015)年は前年比3,000人増の2万人)。
- 地域経済の現状として、生産性、所得水準、消費活動など様々な側面から地方と大都市の格差が見られる。人口減少に加え、若年層が東京圏をはじめとする大都市に流出する中で、地方では人手不足が深刻化。

【家庭や子供の現状と課題】

- 家庭の状況としては、世帯構造別に見た場合、三世帯世帯の割合が減少傾向にあり、ひとり親世帯の割合が増加傾向。共働き世帯も増加している状況。
- 学力については、国内外の学力調査の結果によれば近年改善傾向にあり、子供たちの学習時間は増加傾向にあるとの調査結果もある。また、内閣府の調査によれば、子供たちの9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足。
一方、学力に関する調査において、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることなどについて課題が指摘されている。また、学ぶことの楽しさや意義が実感できているかどうか、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながると意識を持っているかどうかという点では、肯定的な回答が国際的に見て相対的に低いことなども指摘されている。
- 平成26(2014)年度の国公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は17万人以上であり、中学校では生徒の36人に1人の割合。
- インクルーシブ教育システムの理念のもとで、本人・保護者の意向を踏まえた総合的な観点から、子供たちの就学先が決定されるようになり、近

年は特別支援学校だけではなく小・中・高等学校等において発達障害を含めた障害のある子供たちが学習。約 36 万 2,000 人とされる特別支援教育の対象児童生徒については、今も増加傾向。また、義務教育段階の通常の学級において、知的な発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が 6.5%程度在籍しているという調査結果もある。

- 近年では、外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍であるといった子供たちも増加傾向にあり、その母語や日本語の能力も多様化している状況。日本の高等教育機関で学ぶ外国人留学生数も全体として増加傾向にあるが、世界全体の外国人学生数の長期的推移として、平成 37 (2025) 年には、平成 24 (2012) 年に対して 1.7 倍の 770 万人になるという予測もある。

○ 改正教育基本法の基本理念

- 平成 18 (2006) 年 12 月に全面改正された教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれている。これが、「民主的で文化的な国家」の一層の発展と、「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献という理想を実現するために推進すべき教育の姿。

○ 国際的な教育政策の動向

- 平成 28 (2016) 年 5 月 14 日～15 日の G 7 倉敷教育大臣会合において採択された倉敷宣言では、教育の果たすべき新たな役割として、①「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進、②新しい時代に求められる資質・能力の育成、③新たな役割を果たすための国際協働の更なる推進で一致するとともに、教育を世界、各国の優先的なアジェンダに引き上げることの必要性や、教育への公共支出の重要性を確認。また、同宣言では、教えや学びの改善・向上策として、教育における多様性の尊重、女兒・女性のエンパワーメントの促進、教育と雇用・社会の接続、技術革新に対応した教育、教職の向上と支援、客観的根拠に基づく教育政策の推進なども掲げられている。

○ 教育の目指すべき姿～今こそ教育が果たすべき役割とは何か～

- 改正教育基本法の理念や 2030 年以降の社会の変化、国際的な教育政策の動向、第 2 期教育振興基本計画の理念等も踏まえ、これからの教育においては、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら

ら新たな価値を創造する人材を育成していくべき。また、これにより、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現と、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展を目指していくべき。

【自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成】

- 予測困難な変化の激しい世界を生きる上では、変化に適応するのみならず、自らが主体的に社会にかかわり、将来を作り出すことができるようになるべき。そのためには、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出せる人材を育成していくことが必要。

【一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現】

- どのような時代にあっても、年齢、性別、国籍、経済事情など多様な人々の一人一人が幸せに生きるとともに、社会で自らの役割と責任を果たし、生き生きと活躍できるようにしていくことは教育の基本。教育を通じて全ての人が持つ可能性を開花させることで、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指していくべき。

【社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展】

- グローバル競争の激化、第4次産業革命や Society5.0 といった急激な社会・産業構造の変化に加え、少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少が予想される中において、社会の活力を維持・向上させていくためには、我が国の伝統と文化を継承しつつ、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸張し、生産性の向上により経済成長を図るなど、社会（地域・国・世界）を持続的に成長・発展させていくことを目指していくべき。

○ 教育政策の基本的な方針（検討の視点案）

- これからの時代、人工知能が飛躍的に普及しても、時代の課題を捉え、解決の道筋をつけていくのは人であり、人を育てる教育はますます重要。
- これからの教育政策の基本的な方針を検討するに当たっては、前述の教育の目指すべき姿を踏まえ、「全ての人に基礎・基本を保障する」「新たな価値を創造し、社会をリードする人を育てる」「生涯学び、活躍できる社会をつくる」「多様な人々が協働し、一人一人が活躍できる社会をつくる」「学校・家庭・地域・企業等が連携・協働して人づくり、地域づくりを進める社会をつくる」「貧困の連鎖を断ち切り、社会の成長・発展につなげる」「質の高い環境を整える」「安全・安心な学びの場をつくる」「日本の優れた教育を世界で展開する」といった視点が考えられる。

- 政策の展開に当たっては、政府や民間など様々なセクターが連携・協働していくべき。
- 政策については、定量評価になじむもの、定性評価になじむもの、評価を測らないものがあり、短期的視点での結果追求のみにならないように留意しつつ、評価しながら取り組んでいくことが重要。
- 教育政策の意義を広く国民に伝えるとともに、施策を効果的かつ着実に実施していくためにも、進捗状況を客観的に点検し、その結果をフィードバックして各施策に反映させていくことが必要。

【全ての人に基礎・基本を保障する】

- 少子高齢化やグローバル競争の激化、第4次産業革命や Society5.0 といった急激な社会・産業構造の変化が予測され、将来が展望しにくい状況下においては、新しい社会や経済に適応する力の育成だけではなく、新しい社会に参画し、新しい社会を創造していくという、参画と創造を支えるための人間側の主体的な力の育成が重要。そのためには、各段階の一貫した教育を通じ、多様で複雑な課題を抱えている人も含めて全ての人が必要な学力、豊かな心、健やかな体など、社会に主体的に関わる上で基盤となる資質・能力を育成していくことや、今まで以上に生き方や働き方についてしっかりとした考えを持つことなどが重要。

(急激に変化する社会を生き抜く上で必要な確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等)

- PISA 調査において、平均得点は調査国中トップレベルにあるが、1割程度低い点数を取っている生徒がいることは課題。限られた授業時間においてどのようにすれば成果につながられるか、長期的に教育の在り方を考えていくことが必要。
- 中央教育審議会教育課程企画特別部会での審議においては、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成すべき資質・能力について、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で整理し、アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善、カリキュラム・マネジメントの確立などが重要とされている。
- 子供たちの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが必要。そのためには、情報通信技術の一層の進展が見込まれる中、現実の世界の美しさや人と人がじかに触れ合うことの大切さ、情緒豊かな世界を体験する機会をいかに作るかが重要。自然体験活動の頻度は一時増加したものの、平成26(2014)年度調査ではやや減少傾向にあり、子供の体験活動の割合が

家庭の経済事情によっても差が生じていることを踏まえつつ、体験活動の更なる推進をするべき。

- 自立や社会ルールの遵守の大切さ、日本らしさ、美德等を学校教育で育むことが大切。また、日本の伝統や文化については、それを継承・発展させるための教育も推進するべき。
- 社会を生き抜く上では、健やかな体の育成は不可欠。そのため、子供の頃からの体力の向上や、親を含めた就学前・育児の段階からの健康意識の醸成が重要。運動能力の指標は生活習慣の指標になるものであり、運動や体力に関して指導することにより、単なる体力だけの問題にとどまらず生活習慣を正すきっかけにもなる。
- 急激に変化する社会を生きていくには、今以上に生き方、働き方についてしっかりとした考えを持つことが必要。夢や希望、目標を持ち、それに向けて努力し学び続けることや、自分自身が社会で何ができるかを考え、互いに助け合いながら困難の解決に向けて行動できる力を育成していくことが必要。その際、男女が共に働き、共に生活・子育てを担う準備ができるような学校教育を行っていくことも重要。
- 高校教育・大学入学者選抜・大学教育の一体的改革（高大接続改革）は整合性をもって進めるべき。大学教育においては、学長のリーダーシップにより、ディプロマ・ポリシーに沿った出口管理の強化を通じて、大学教育の質の保証を行うことが重要。
- 確かな学力、豊かな心、健やかな体などの育成は、子供だけでなく大人になってからも社会に主体的に関わる上で必要。年齢、性別、国籍、経済事情など多様な人々がいる中で、全ての人に基盤となる資質・能力の育成を図っていくべき。

（一人一人の子供の教育的ニーズへの対応）

- 不登校や中退防止の観点からも学力の二極化を防ぎ、必要な力を身につけられるようにすることが必要であり、個別対応に近い形で、一人一人の能力に応じた教育に取り組むことが重要。また、家庭と学校のどちらも居場所と感じられない子供の場合は、周囲に保護者を含めて相談できる大人がいないため、生活習慣の改善や、進路指導など、個人的な生活にまで踏み込んだ支援が必要であり、家庭と学校の補完的意味合いを持つ第3の場の提供、子供を支える専門人材が不可欠。
- 義務教育段階の子供たちの数は減少傾向にある一方で、特別支援教育の対象となる児童生徒は増加傾向。小・中学校においては、校内の特別支援教育に係る体制整備を特別支援学級や通級による指導を担当する教員個

人の能力に依存している場合が多くあり、他の教員を含めた学校全体での特別支援教育体制の整備が必要。

- 日本語指導が必要な子供たちの母語・使用頻度の高い言語が多岐にわたっている状況を踏まえ、日本語指導が必要な全ての児童生徒が適切な支援を受けられる体制整備が必要。
- 学校に行けない子供や、様々な課題を抱えている子供への効果的な教育方法を開発していくことが必要。

【新たな価値を創造し、社会をリードする人を育てる】

- グローバル社会やイノベーションを牽引^{けんいん}していくため、才能のある子供の能力の更なる育成等により、個人の資質・能力を最大限に伸ばし、社会をリードする人材を育成すべき。

(グローバル社会やイノベーションを牽引^{けんいん}する人材の育成)

- グローバル化により日本人が埋没しないよう、ビジネスでも十分に世界に通用する人材育成をすることが必要。その際、裾野を支える層についても考えることが必要。また、英語力の強化に向け、目標を具体的に示して検証と改善の仕組みを構築することを検討するとともに、英語教育にとどまらないグローバル教育を体系的、総合的に考えていくべき。
- 次世代の子供たちへの教育には、イノベーションを意識し、イノベティブな教育を創り出す場を用意することが重要。そのためには、一定の基礎学力を身につけることを前提とした上で、子供のそれぞれの資質・能力に応じた教育を行うことや、スーパーグローバル大学やスーパーサイエンスハイスクールなどの特色のある学校等に対して充実した支援を行い、普及を図っていくことが重要。
- 学校教育以外の学習の機会についても検討を進めるべき。学校教育以外の学習において、スポーツや芸術、将棋、碁などの分野においては卓越性を育てる学習機会が既に存在するが、これをサイエンスなど様々な分野に広げていくべき。
- 近年の研究・開発・商品化から普及までの加速化を踏まえ、教育と研究の内容の革新速度も高速化していく必要があり、産業革命を推進する科学技術の進歩に対して先手となる教育・研究を行うには、技術動向を予測し、取り上げる教育内容・研究内容を計画化してPDCAを回していくべき。
- 第4次産業革命に対応できる人材として、技術だけではなくビジネスモ

デルが分かり、全体としてデザインすることができる人材を育成していくことが必要。文理の枠を超えた分野横断的な知識の修得やリベラルアーツ、情報や情報手段を取捨選択して課題解決のために使いこなす力などが重要。

- 高等教育の質を上げるために、オリジナリティのある研究の推進や研究力の向上にも取り組んでいくことが必要。

【生涯学び、活躍できる社会をつくる】

- 人口減少により、これまで以上に一人一人が活躍していくことが必要となることに加え、社会の状況が刻々と変化し、必要なスキルも変化していく中においては、老若男女全ての人が継続して学習する社会を実現していくことが必要。

(急激な社会変化への対応に必要な知識・技能の習得、学びの継続・学び直し支援)

- 社会の状況が刻々と変化し、必要なスキルも変化していく中においては、常に知のアップデートが必要。このような中で、一億総活躍社会を実現するには、子供や若者だけでなく勤労世代、高齢者も含め、全ての人が継続して学習していく社会を実現することが必要。

大学、大学院の正規課程への社会人入学はここ数年横ばい傾向であり、短期大学、専修学校は減少傾向。国際比較でも、我が国の高等教育の初回卒業率は高いレベルにあることなどもあり、日本の学士課程及び修士課程における社会人入学者割合は OECD 平均と比較して低く、社会人学生比率に大きな差があると推定。社会教育・生涯学習、経済政策、労働政策にも関わるものであることから、横断的に議論をしていくことが必要。

- 学びの継続・学び直しを進めていくためには、社会に開かれた高等教育を考えていくことが必要。また、学校という場所で学ぶことにも限界があるため、学びの継続・学び直しの機会を増やしていく観点からも、インターネットを活用した学習機会の提供の推進や、民間における資格・検定等の教育活動への関与の在り方など、人生全体を捉えた生涯学習の推進への国のサポートを考えるべき。企業においても、小中学校、高校、大学、専修学校等への教育支援活動の更なる推進や、多様な人材が活躍するための職場環境、長時間労働の是正や学びのための休暇の確保、人事や評価での学びの成果の活用推進などの取組が進められていくことを期待。
- 多様な教育機会を提供する観点から、全員が小学校、中学校、普通科の高校、大学と進学するのではなく、途中から専門高校・専修学校・高等専門学校等といったものづくりなどの専門的な分野へ進むようにしていくことも必要。

【多様な人々が協働し、一人一人が活躍できる社会をつくる】

- 少子高齢化やグローバル化の一層の進展が予想される中においては、年齢・性別・国籍・経済事情など多様な人々が協働しながら、一人一人が活躍できる社会をつくるべき。

(多様な人々の協働)

- それぞれが得意な分野で能力を発揮するとともに、多様な人々が協働することで、様々な課題を解決していくことが重要。
- 今後、グローバル化の一層の進展に伴い、日本人が外国人とやり取りする機会は一層増えることが予想されるが、そのような社会においては、多様性を認める柔軟さを持ちつつ、世界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、協働・共生する姿勢を養うことが重要。国際社会の中で、バランス感覚を持ちつつ自ら挑戦する気概をもつこと、日本の歴史、伝統・文化に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる姿勢を育むような教育が必要。

(外国人も含めた多様な人材の活躍支援等)

- 人口が減少した中でも高度知的基盤社会を保つためには、外国人も含めた人材の裾野を広げていくことを考えることが必要。
- 日本の教育における外国人の受入体制を考えるべきであり、どの高等教育機関にも留学生が入ってくることが当たり前になりつつある中で入学試験システムそのものに国際的な通用性があるかどうかという点も含め、高大接続改革を進めていくことが必要。

【学校・家庭・地域・企業等が連携・協働して人づくり、地域づくりを進める社会をつくる】

- これからは、未来を創り出す子供たちの成長のために、学校、家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進するなど、社会総掛かりでの教育を進め、次世代の担い手となる人材を育成するとともに、学校を核としたまちづくり、学びを通じた地域づくりを進めていくべき。

(学校・家庭・地域の連携・協働、地方創生)

- 地域づくりと人づくりを一体的に考え、学校、地域、社会総掛かりで、子供たちの基礎学力の定着や健全育成に取り組むべき。
- 地域が学校に関わり子供の学びや育ちを支え、学校も地域に関わってい

くことが必要。その際、保護者も地域の一員として地域と学校の連携・協働に参画するなど、学校への保護者の関わり方についても、先行事例等を参考にして、考えていくことが必要。

- 子供たちが地域の様々な課題を認識して解決に向けて取り組んでいくことや、地域と学校との間に良い関係を作ることが重要。地域の活性化や地域人口の減少防止のためにも、地域に貢献しようとする子供が増えること、そのために地域と学校の信頼関係を作っていくこと、地域の方々の力を借りて子供たちの学びや育ちを支援することを後押ししていくべき。
- コミュニティ・スクールを推進している自治体では、取組の結果として、地域の方の来校数の増加や、子供も自己肯定感や郷土を愛する心が高まるといった効果も出ている。コミュニティ・スクールの仕組みの導入に伴う教職員の負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保するための取組を行うべき。
- 地域住民・企業・NPOなどの団体も含めた包括的なアプローチをとっていくことが必要であり、多様な主体が目的等を共有して協働することにより、その活動規模や効果を拡大していく取組が必要。その際、コーディネートの役割やデータの収集・分析が重要。
- 教育課題について、都市と地方の違いがある中で、それぞれの地域の実情も踏まえ、どのように取り組んでいくかの視点が重要。地域には多様な課題がある中で、小中学校、高校、大学、専修学校等の学校が地域に関わり、多様な主体と連携しながら地方創生に柔軟に取り組んでいくことが必要。

(家庭教育支援)

- 家庭生活や社会環境の変化の影響によって家庭教育が困難になっている社会において、いかにして家庭を支え、家庭の教育力を向上させるかが喫緊の課題。学校教育には時間数の限りがあるため、児童福祉分野とも連携した家庭教育支援等がこれから一層重要。

【貧困の連鎖を断ち切り、社会の成長・発展につなげる】

- 現時点においても子供の貧困など格差への対応が課題であるが、今後、AI（人工知能）等の技術革新が進むことにより、失業する層と高所得を得る層との間で所得格差が今まで以上に拡大する可能性。格差の固定化防止等のためには、意欲と能力に応じた全ての人への学習機会を確保していくことが必要。そのため、経済的理由を抱えているために学習することが困難な人々に対し、学びのセーフティネットを整え、しっかりと支えていくことが重要。

- 教育分野の取組だけでなく、福祉分野の取組も含めて対応していくことが重要。

(子供の貧困など格差の固定化の防止)

- 子供の貧困など格差の固定化を防止するため、子供たちの基本的な生活習慣の確立や、家庭における読書活動や体験活動などの格差による負の連鎖を断ち切ることが必要。子供の貧困問題に対しては、スクールソーシャルワーカーの養成や、スクールソーシャルワーカーの活用にとどまらない学校と福祉の緊密な連携によりアプローチしていくことが重要。
- 義務教育だけではなく、就学前も高等教育もできるだけ教育費の負担を軽減していく努力が必要。方策の一つとして、教育分野への寄附の推進を検討することも考えられる。

【質の高い環境を整える】

- 技術革新やグローバル化等への対応には質の高い教育の提供が必要。そのためには、まず教職員が子供としっかり向き合える環境を整備していくことが基本。
- ICTについては、今後、生涯学習の基盤であると同時に学校教育においても不可欠な手段となっていくことから、その整備を確実に進めていくことが必要。

(教職員等指導体制整備)

- 新しい教育課程の成否を含めた次世代の学校教育は、教職員の在り方にかかっており、教員が子供としっかり向き合える環境を整備していくことが今後の教育の基本。
- 教員の質保証をどのように担保し、向上させていくかという視点が重要であるが、教員の質を養成や研修等を通じて一定程度確保することに対する知見が国際的にも蓄積されてきており、教員養成や採用、研修の見直し、処遇改善等により優れた人材の確保に努めるべき。なお、教員研修に当たっては、参加教員の代替教員の確保が必要になるが、物理的、時間的、費用的な限界を解消するために、インターネット等を介した研修の充実を図っていくことも必要。
- 新学習指導要領に沿った教育や、より効果的な方法で教育を行うことができるよう、大学における教員養成を充実するとともに、教職大学院における教育実践研究の推進・深化を図っていくための方策を検討していくことが必要。

- 日本の教員は、教科の指導や生徒指導、部活動などを一体的に行っており、その教育方法は国際的にも高く評価されているが、負担も非常に大きいことが指摘されている。一人の教員が学力の保証も問題行動の対応も保護者対応も全部担うのは困難になっており、様々な知識・経験を持つ外部人材の活用も含め、マンパワーの充実が必要不可欠。

(ICT を活用した学びの推進)

- 継続型学習社会においては、学歴ではなく学習歴が重要であり、オンライン学習はそのためにも有効。海外の MOOC (Massive Open Online Course : 大規模公開オンライン講座) ではカリキュラム化が非常に進んでおり、1つの専門性を保証できる程度。また、MOOC 等のオンライン学習によって知識のアップデートを行い、それ以外を対面学習で行うといった学習により学位を取得できるという流れも出てきている状況。日本でも、放送大学をはじめ、オンラインでの生涯学習の普及が始まっているほか、近年は小中学校で放課後学習での ICT の導入も始まっている。今後、オンライン学習は、生涯学習の基盤であると同時に学校教育においても不可欠なものとなっていくものと考えられる。
- 次期学習指導要領において重視されている「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング) の実現、個々の児童生徒の習熟段階に合わせた教育機会の提供、プログラミング的思考の育成等の観点からも、ICT 機器の特性・強みを活かすことは不可欠。今後、一人一台の教育用コンピュータ環境での授業の実施も見据えつつ、学校における ICT 環境整備の在り方について検討を行っていくべき。
- 学校の ICT 環境については、地方公共団体によってその整備状況に大きな地域間格差が生じている。このため、各地方公共団体が、学校における ICT 環境を確実に整備することができるよう、子供や保護者を含めた関係者の理解を得つつ、必要な予算を確保していくことが必要。その際には、公教育を支える基盤である ICT のインフラ整備の考え方や、広く展開するためのモデル・ケースの作成等は国が主導し、地方自治体が教育の ICT 化のための地方財政措置を着実に活用するよう、働きかけを強化するべき。
- 教員の ICT 活用指導力については全体的に向上しているものの、効果的で使いやすい教材や機器等の開発についてより充実を図る必要があり、教員の研修の機会についてもより充実を図ることが必要。また、ICT の専門家が教える仕組みの構築についても検討していくことが必要。

【安全・安心な学びの場をつくる】

- 人々が学習・生活する上で、安全・安心な環境は必要不可欠。また、学校施設は、地域コミュニティの核でもあり、災害時には地域住民の避難所

としての役割も担う極めて重要なものであることから、耐震化・老朽化対策等の施設の環境改善を進めることが重要。

- 自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保することが必要。

(学校施設の耐震化・老朽化対策)

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場のみならず、地域コミュニティの核であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、老朽化対策、防災機能の強化等の施設の環境改善は重要。
- 国公立学校施設の耐震化は進んでいる一方で老朽化対策が非常に大きな課題。また、私立学校施設については、耐震化が大幅に遅れている状況であり、耐震化の一層の促進が課題。

【日本の優れた教育を世界で展開する】

- 近年、諸外国からも高い関心が示されている日本型教育について、海外への展開を推進していくべき。これにより、諸外国との強固な信頼・協力関係の構築、日本の教育機関の国際化の促進及び日本の教育産業等の海外進出の促進を図ることが可能。

2. 教育投資の効果や必要性を社会に示すための方策

- 教育再生を進めていくためには、広く国民の間で教育投資の効果や必要性について認識が共有され、「教育は未来への先行投資である」という理解が醸成されていることが不可欠。
- 資源が限られている中で、実態を踏まえて優先順位の高い施策を打っていくことが必要。政策については、定量評価になじむもの、定性評価になじむもの、評価を測らないものがあり、教育の効果についても、短期的な効果や長期的な効果がある。短期的視点での結果追求のみにならないよう、様々な要素を組み合わせて政策に取り組んでいくことが重要。
- 基礎自治体においても財政的に厳しい状況にあり、行政、学校等の教育現場で、量的、質的な面から目指すべき方向性を共有して取組を進めていくことが重要。
- 教育政策の効果の検証について、具体的にどのような形で、体制、組織を整備していくかということを検討していくことが必要。
- エビデンスには、現状を把握するためのものと、新たな教育方法の取組に対するものとの少なくとも2つの観点がある。学校教育全体の改革は10年単位できちんとしていくべきであるが、新しい試みはスモールスケールで人材の活用など民間とも連携しながら取り組んでいくことが重要。

○ 体制

- 政策の実施に当たって、なぜその政策に取り組む、どのような効果があり、どれくらいの予算が必要か等についても吟味し、評価しながら取り組んでいくことが重要。そのためには、教育政策の効果を検証する様々な研究を政策に取り込むための仕組み作りも必要。
- これらを踏まえ、教育政策への客観的な根拠の活用の在り方等について検討を進めるための、多様な分野の有識者から成る会議を設置すべき。

○ 研究・人材育成・国際連携

- 教育政策の評価に関する質的・量的な研究や、指標や測定方法の在り方に関する研究を充実させることが必要。
- 今後は、エビデンスに基づいて新しい教育の在り方を創造していくべき。そのためには、スモールスケールで、新たな教育を行うグループとそれ以外のグループとの比較を行うようないわゆる介入実験などにも取り組むこと、統計的に意味がある規模で、子供によって少しずつ違ういろいろな

問題を解かせること、複数のタイプのテストを科学的に組み合わせ導入することなども検討していくことが必要。その際、比較対照グループについては、丁寧に吟味することが必要であり、研究者等による知見も必要。学校において多様な教育研究を進めていく場合、教育現場の状況を踏まえるとともに、自治体の独自の分析能力にも限界があるため、地域に加え、企業、大学、研究機関等多様な機関と連携して取組を進めていくことが必要。

- 教育投資の効果や必要性を社会に示すために、研究を担う人材や、研究成果を施策に活用する行政側の人材の育成といった素地を整えていくべき。
- 英国など海外では、エビデンスの収集や、教育政策の効果の測定は第三者機関など専門的な組織が実施している事例などを参考にすることも重要。
- 先進的な取組を行う自治体等とも連携し、教育施策の効果に関する量的・質的な研究を推進するとともに、研究を担う人材や客観的な根拠に基づく教育政策の推進を担う人材の育成を進めるべき。また、G7倉敷教育大臣会合の倉敷宣言も踏まえ、各国の先進事例・指標・評価手法を相互に取り入れるための国際協働・人的交流を推進するべき。

○ 情報収集・発信

- 教育政策研究に関するデータベースを整備・充実し、定量化しづらい次元の能力も視野に入れながら、エビデンスを体系立てて収集する試みを拡充していくことが必要。また、エビデンスとして不可欠な精度の高いデータを、長期にわたる追跡調査等により、蓄積していく仕組みを考えていくことが必要。
- 教育施策の効果に関する研究・好事例のデータを集約し、分類・整理した上で、国・地方自治体の教育政策担当者や研究者などが利用し易い方法で公開していくべき。
- 既存のデータについても、公開が行われると研究者は自ら政策の効果进行研究する可能性が高いため、個人情報保護との関係を整理の上、既存の調査やこれから実施される調査の教育データの公開・有効活用について検討するべき。
- 自治体が悉皆の大規模な調査を行うときの個人情報の担保を含めた手法等について、国として一定の指針を提示することも検討することが必要。多くの自治体の実態調査の必要性を非常に強く認識していると感じており、国が必要な調査の姿を示すことで、自治体の動きが促進されると思わ

れる。

- 教育政策の評価は、ベストプラクティスを探し当て、横展開することで教育現場の質の向上を図るという点においても有効。新たな教育施策を試験的に実施している事例等は、その効果や課題の再現性を確保しつつ専門的に検証した上で高い効果が認められたものについて全国展開や支援の充実等につなげるための仕組みを考えていくことが必要。これについて、例えば、大学等の研究者側からの提案による調査研究メニューをあらかじめカテゴリ別に用意し、自治体の応募で共同研究を進めるという仕組みを導入することも考えられる。

○ 諸外国の状況

- 英国や米国など、エビデンスに基づく政策を推進する国の情報を把握する調査を実施すべき。
- 米国においては、地域の教育の問題を「ゆりかごから就職まで」と包括的に捉え、多様なメンバーによる緩やかなネットワークの組織、ビジョン、行動指針、指標、実行プランの共有、可視化されたデータでの進捗確認といった「コレクティブ・インパクト (Collective Impact)」というアプローチにより、教育活動の規模や効果の拡大に成功。エビデンスベースの意思決定の実施・運営方法、多様な団体による教育活動の規模や効果の拡大方法、大学の地域連携・貢献活動といった課題を抱える日本においても、米国の取組は参考になると思われる。